

よくあるお問い合わせに対する回答

令和7年7月25日時点

【担当窓口】

Q1. 島根県内の盛土規制法の担当窓口を教えてください。

A1. 松江市を除く島根県全域・・・島根県都市計画課盛土規制スタッフ
松江市内・・・・・・・・・・松江市都市政策課
となります。

【区域に関すること】

Q2. いつ規制区域を指定しますか？

A2. 令和7年10月1日を予定しています。

Q3. 島根県内の規制区域（予定）を教えてください。

A3. パブリックコメント時の規制区域（案）をHPに掲載しておりますのでご確認ください。

Q4. 現時点で島根県内に旧宅地造成等工事規制法（盛土規制法の旧法）に基づく規制区域の指定はありますか？

A4. 指定はありません。

Q5. 造成宅地防災区域を指定する予定はありますか？

A5. 指定する予定はありません。

【盛土規制法の手続きに関すること】

Q6. 令和7年10月1日に規制区域を指定する予定とのことですが、この日付よりも前に工事着手していれば、手続きは不要ですか？

A6. その行為が盛土規制法の規制対象行為であり、令和7年10月1日をまたぐ場合は、着手済み工事の届出を提出いただく必要があります。

Q7. 盛土規制法の許可に必要な住民への周知範囲は、どのように決めたらいいですか？

A7. 周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方は許可申請の手引きに記載しておりますが、最終的には自治会に相談するなどして決定してください。判断がつかない場合や、溪流等において高さ15mを超える盛土を行う場合は、事前にご相談ください。

Q8. 許可・届出について、30日前までに提出とのことですが、土日祝を含みますか？

A8. 含みます。

Q9. 該当の土地が、例えば松江市と出雲市にまたがる場合、手続きは松江市と県の両自治体に手続きを行う必要はありますか？

A9. ご認識のとおりとなりますが、該当自治体と調整する場合もあるため、事前にご相談ください。

Q10. 盛土規制法における、工事の着手とはどの時点を指しますか？

A10. 工事現場において、土地の形質の変更（盛土・切土）や土石の堆積に係る工事が行われた時点のことです。

【規制内容、罰則規定について】

Q11. 規制が開始される前に施行した過去の盛土・切土は、何か対応が発生しますか？

A11. 規制区域内では、過去の盛土・切土も含めて、土地所有者・管理者等がその土地を安全な状態に維持する必要があります。

Q12. 盛土規制法に違反した場合、罰則はありますか？

A12. 例えば、無許可で盛土等を行った場合、罰則の対象となります。

(例：拘禁刑 3 年以下又は罰金 300 万円以下)

【規制対象行為に関すること】

Q13. 建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象となりますか？

A13. 土地の形質（盛土・切土）が変更されたものとみなされないため、規制対象外となります。

Q14. 残土処分場に複数の者が残土を持ち込む場合、処分場を整備する者が許可を得ればよいですか？

A14. ご認識のとおりです。

Q15. 工事の過程において一時的に 2 m を超える崖が生じる場合であっても、規制対象となりますか？

A15. 一連の工事の中で一時的に崖になる場合は、許可対象外となります。

Q16. 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する場合（応急措置ではないもの）は規制対象となりますか？

A16. 自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、規制対象となりません。

Q17. 土のうや袋詰め玉石などの堆積は、盛土規制法の規制対象となりますか？

A17. 土のうや袋詰め玉石について、その中身が土石に該当するものであれば、その土のうや袋詰め玉石も含めて堆積材料として扱うこととなりますので、土石の堆積として規制対象となります。

Q18. 道路は公共施設用地内として適用除外とのことですが、私道も含まれるのですか？

A18. 私道は含まれません。

Q19. 建設廃棄物等の建設副産物を土と同等の性状にしたものは土砂に該当するとのことですが、例えばどのようなものですか？

A19. 例えば、再生碎石や再生砂などが該当します。

Q20. 工場の敷地内において原材料となる土石を堆積する場合、どのようなものが該当しますか？

A20. 主たる商品又は製品が土石に該当する工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、規制対象となります。

なお、主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された商品又は製品の原材料となる土石の堆積は、規制対象となりません。

【みなし許可に関すること】

Q21. 令和7年9月（規制法適用前）までに都市計画法の開発許可を受けたものは、盛土規制法のみなし許可となりますか？

A21. みなし許可になりません。なお、規制区域指定前に都市計画法の開発許可を得て、規制区域指定時に工事が未着手の場合、工事着手の30日前までに開発許可とは別に盛土規制法の許可が必要となります。

Q22. 都市計画法の開発許可と盛土規制法の許可が両方必要となった場合、手数料はどのようになりますか？

A22. 都市計画法の開発許可を受ければ、盛土規制法はみなし許可となるため、開発許可の手数料のみお支払いいただくことになります。

Q23. みなし許可となる場合の中間検査の申請や定期報告の提出先はどこですか？

A23. 盛土規制法担当窓口へ提出してください。